

令和7年度 小出地区情報交換会回答書

1 1 1	<p>下寺尾遺跡について</p> <p>【回答】（社会教育課） 平成29年度に策定した「史跡 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画」において、この遺跡は公園として整備する方針を示しています。その後、この遺跡に重なるように「下寺尾西方遺跡」が国の史跡指定を受け、全国的にも珍しい国指定史跡が重複するエリアとなっています。</p> <p>市としては、令和7年度から2年間で、2つの史跡を一体化した新たな保存活用計画を策定する予定としています。教育委員会としては、この計画の策定後に、現在までに取得済みの史跡の用地を暫定的に整備するため、令和8年度から令和12年度を計画期間とする実施計画2030に実施計画事業調書を作成し事業実施に向けて庁内調整を行っているところでございます。</p> <p>新たな保存活用計画の具体的な内容は現在検討を進めており、2つの史跡それぞれの特長を活かした展示に加え、ARやVRなどの最新技術も導入する方向です。</p> <p>令和7年度における史跡整備に関する予算は、前年度比約160パーセントとなっています。これは、公有地化にかかる費用の増加に加え、史跡指定10周年を記念したイベント（シンポジウム）や、新たな解説板の制作費を盛り込んだためです。</p> <p>市としましては、今後も引き続き公有地化を進めるとともに、令和8年2月に予定しているシンポジウムの開催を計画しています。また、新しい解説板については現在内容を調整中であり、詳細が決まり次第ご報告いたします。なお、現地での発掘調査も本年度中に実施し、来年度に成果をご報告する予定です。</p>
1 1 2	<p>国（文化庁）は、原則として県を通じて連絡等を行っておりますが、史跡の指定に係る相談については文化庁を訪問して直接会話をしております。特に、令和6年度においては、保存活用計画等についてご相談するため、10月1日に文化庁の文化財調査官に現地にご訪問いただき、アドバイスを頂いたところでございます。</p> <p>県とは、史跡の指定や補助金の活用等について日常的に連絡しており、下寺尾の遺跡についても情報交換を実施しております。</p> <p>県や国の史跡の整備に係る補助金を市は活用しています。国の補助率は5割や8割など、他の補助金に比べて高いのも事実です。市としては、県や国の補助金を今後も活用し、効果的に史跡を整備するように進めていく予定です。</p> <p>市の審議会としては、「茅ヶ崎市文化財保護審議会」がございまして、文化財の保存及び活用に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じた調査審議し、その結果を答申、又は意見を建議する役割がございまして、</p> <p>この他に、「茅ヶ崎市文化財保護審議会下寺尾遺跡群等保存・活用部会」がございまして、これは、「茅ヶ崎市文化財保護審議会」の部会としての位置づけであり、下寺尾遺跡群等の保存や活用について年に4回程度の会議を実施しております。直近では、史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画についての議論を行っております。</p> <p>また、「下寺尾遺跡群保存活用連絡会」がございまして、こちらは、関係する市民の皆さまや行政等で構成する会議でございまして、遺跡に係るイベントの情報等の共有をしております。</p> <p>「小出地区まちぢから協議会下寺尾遺跡部会」にも市は参加させていただいており、遺跡の活用について意見交換をさせていただいております。</p> <p>市としては、各会議でいただいたご意見をもとに、整備の方向性を早期に取りまとめ、事業化に向けて段階的に進めてまいります。</p>
1 1 3	<p>「下寺尾官衙遺跡群」と「下寺尾西方遺跡」は、同じ地域において二重に国指定を受けた、全国でも極めて珍しい貴重な史跡です。これはまさに、市の誇りであり、未来へ引き継ぐべき国民共有の財産です。</p> <p>市では、これらの文化財の所有者としての責任を強く自覚し、史跡の価値を広く市民の皆さまに伝えるとともに、次世代にしっかりと受け継いでいく決意です。</p> <p>文化財保護法では、史跡の管理・復旧は原則として所有者が担うこととされています。私たちは、その法の趣旨に基づき、市が主体となって整備や活用に積極的に取り組んでまいります。</p> <p>ただ、現時点で整備が遅れている背景には、県立茅ヶ崎北陵高校の移転計画との関係、そして何より、整備の土台となる「保存活用計画」が未策定であるという現状があります。</p> <p>まずはこの計画を早急に策定し、そのうえで整備を本格化させることが重要と考えています。皆さまから多くのご期待やご意見をいただいていることは十分に承知しておりますが、今は具体的な要望を募る前提として、しっかりとした基盤を築く段階と捉えております。</p> <p>今後は、皆さまの声に丁寧に耳を傾けつつ、国や県との連携をさらに強化し、スピード感を持って整備を前に進めてまいります。文化財を守るということは、地域の歴史と誇りを未来につなぐ営みです。市はその先頭に立ち、責任を果たしてまいります。</p>

2	<p>相州小出七福神巡り等イベントでの観光客呼び込みについて</p> <p>【回答】（産業観光課） 各団体の皆様、イベントや事業等を企画・実施される際、市へ後援名義使用承認の申請をいただく場合があります。イベントや事業等の内容が、非営利であることなど一定の基準を満たすものであれば、後援名義使用の承認をしております。 この後援名義使用の承認を受けていただきましたイベントや事業等は、市としても広報紙やホームページ、公共施設でのポスター掲示やチラシ配布、SNS等による情報発信の支援を行っております。 取り組まれるイベントや事業等の趣旨や目的により申請していただく窓口は異なりますが、「観光誘客やまちのにぎわい創出、地域経済の活性化など」を趣旨、目的としたものは、経済部産業観光課が窓口となっております。</p> <p>こうした中、浄見寺地元まつりでは市主催事業として、相州小出七福神巡りについては特定事業として、地元の皆様と連携を図らせていただいているところでありますが、さらに、(一社)茅ヶ崎市観光協会とも協力されていることで、その事業や集客の効果は上がっていると感じています。</p> <p>また、市としても市外への周知として、湘南地区の3市3町(藤沢、平塚、茅ヶ崎、寒川、大磯、二宮)で組織する湘南地区観光振興協議会を通じた広域的な情報発信にも取り組んでいるところですが、今後は、7月7日(月)にグランドオープンとなります「道の駅湘南ちがさき」での案内や周知、さらに、神奈川県観光協会など多様な団体とも連携し、より広いエリアを意識した情報発信にも取り組んでまいります。</p>
3 1	<p>小出のみどりについて</p> <p>【回答】（農業水産課・景観みどり課） 「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」では、小出地区のあるエリアを北部丘陵地域とし、特別緑地保全地区やみどりの保全地区の指定を推進するとともに、市民などと協働で保全管理を行い、里山などの自然環境を保全する方針としています。</p> <p>茅ヶ崎市自然環境評価調査の結果から、北部丘陵地域は多様な生きものの生息・生育地であることが確認されています。茅ヶ崎らしい良好な自然環境を指標する生きもの(指標種)の分布が集中し、特に重要度の高い自然環境を有する地域として抽出された柳谷、清水谷、行谷においては、行政だけではなく、土地所有者や管理者、保全活動団体の皆様といった多様な主体のご協力のもと、豊かな生物多様性を保つための自然環境保全活動に取り組んでいます。</p> <p>具体的な近年の市の取組としては、用途が森林整備等、森林保全につながる取組に制限されている森林環境譲与税を用いて、清水谷や近隣する市民の森、行谷等における市有地内の危険木・支障木の伐採を行い、みどりの質の向上に努めています。</p> <p>また、みどりを構成する要素の一つである農地については、今ある農地を引き続き農地として残していけるよう、地域の農業者等と、地域農業の将来について話し合った内容をもとに、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画を令和7年3月に策定しました。これに基づき、経営拡大を希望する農業者や新規就農者等へ農地が集積・集約化されるよう取り組んでいます。</p>
3 2	<p>小出のみどりについて(清水谷)</p> <p>【回答】（景観みどり課） 特に重要度の高い自然環境を有する地域として抽出された清水谷においては、危険木・支障木、林床環境改善のための常緑樹等の伐採を行っています。また、市民活動団体の皆様には、毎週1回、清水谷の外来種駆除や除草、実生木の伐採などの作業に長年取り組んでいただいています。</p> <p>教育機関との連携につきましては、市内中学校や近隣大学での教育活動の一環として、清水谷特別緑地保全地区において自然観察会等を実施しており、市民団体や市職員が講師を務め、みどりや生物多様性に関して理解を深める取り組みを行っています。</p>

4	<p>資材置場の現状と対応について</p> <p>【回答】（都市計画課・開発審査課） 資材置場のフェンスについては、法律や条例の規制がないため、所有者の判断で設置されているケースがほとんどです。しかしながら安全面の観点から、高さの抑制や角部分の可視化等の工夫について、所有者の財産権を踏まえつつ、明らかに危険と思われるような箇所については、土地所有者と事業者へ助言と協力をお願いを行ってまいります。 また、資材置場については慎重な検討が必要ですが、地域の住環境や農業環境の保全を含め、将来の地域全体のバランスとまちづくりを考慮しつつ、まず実態を把握するために、関連部署と連携して現地調査を行ってまいります。</p>
5 1	<p>小出地区の防災拠点について</p> <p>【回答】（防災対策課） 近年、地震活動の活発化や地球温暖化等の影響により異常気象を頻発に発生させ、自然災害を深刻化させる傾向があります。 こうした災害に対応するため、本市では、国の防災基本計画や神奈川県が示す被害想定、さらに、各地の災害対応における課題や新たな知見なども取り入れながら茅ヶ崎市地域防災計画を適宜更新し、防災体制の強化に努めております。 現在本市では、32校の公立小中学校のほか、県立高校や協定を締結する民間企業等を二次避難所としており、小出地区では、小出小学校、北陽中学校、小出支所、県立茅ヶ崎北陵高校、文教大学の5か所を避難所に指定しております。 このように、現在指定している5か所の避難所に配備職員を配置して避難所開設・受け入れなどの対応をしておりますので、現在その体制がしっかりと機能するよう訓練等を毎年おこなっておりますので、新たに防災拠点を増やすことは考えておりませんが、訓練を重ねる中での課題や、被災地での活動支援を考えると、大規模災害時には、配備職員だけの対応には限界があることから、施設管理者や避難者、地域の自主防災組織などの協力を得て、避難所の開設・運営をしていくこととしております。</p>
5 2	<p>小出地区の防災拠点について（里山公園）</p> <p>【回答】（防災対策課） 里山公園につきましては、大規模火災発生時における指定緊急避難場所としての協定のほか、地震や風水害など、各種災害時における避難者の受け入れに関する協定を締結しており、避難者の受け入れや運営について、日ごろより情報交換を行っております。昨年の台風第10号の際には、車両での避難場所として駐車場の開放について協力をいただいた実績もございますが、災害時には、速やかに協定に基づく対応を実行していただけるよう、平素より協力関係の構築に努めてまいります。</p>